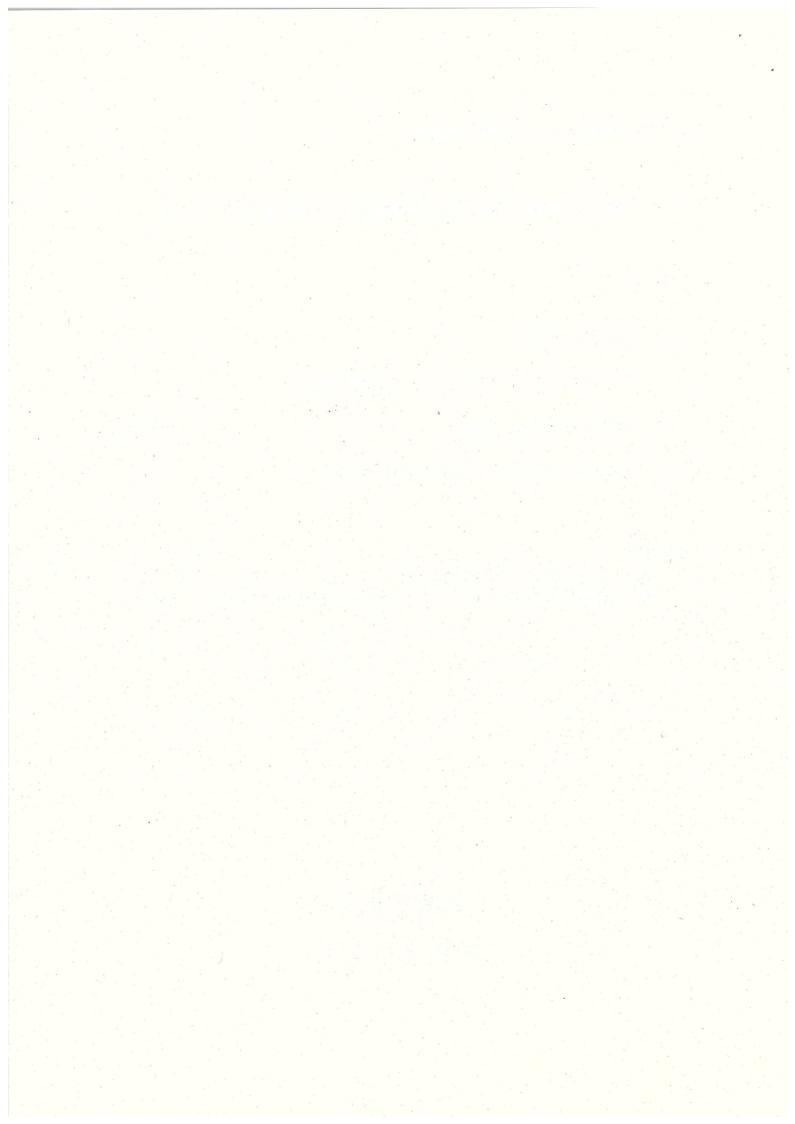
令和4年9月市議会 教育厚生委員会資料

第105号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

<目	次>	
		(ページ)
1	条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ふれあいセンター移行に伴う公民館の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	香焼公民館別館の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3
4	長崎市公民館条例 新旧対照表(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4~5
《参	考》	
4	令和4年9月市議会 総務委員会資料	
설	第107号議案 長崎市これないわいね―冬側の一部なれてする条側・・・	6 - 15

教育委員会



1 条例改正の概要

(1) 目的

長崎市大浦地区公民館及び長崎市脇岬地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設である各地区のふれあいセンターに移行することに伴い、当該各公民館を廃止するためと、利用状況等を勘案し、長崎市香焼公民館の別館を廃止するためと、その他所要の整備を行うため。

(2) 改正の内容

ア ふれあいセンター移行に伴う公民館の廃止 第2条の表長崎市大浦地区公民館の項及び長崎市脇岬地区公民館の項を削る。 別表第1第3項みだし中の長崎市脇岬地区公民館を削る。

- イ 香焼公民館別館の廃止 別表第1第2項中の会議室4の料金を削る。
- ウ その他所要の整備 第23条第2項中「使用料を」の次に「市長に」を加える。
- (3) 施行日 令和5年4月1日とする。ただし、その他所要の整備に係る改正規定は公布の日からとする。

2 ふれあいセンター移行に伴う公民館の廃止

(1) 利用者数の推移

単位:人

施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大浦地区公民館	25, 936	26, 315	^{*1} 12, 181	^{*2} 16, 421	^{*2} 13, 969
脇岬地区公民館	6, 520	6, 922	6, 395	^{**2} 3, 090	^{**2} 2, 628

- ※1 エレベーター設置工事のため休館:8/1~1/31
- ※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館
 - 令和 2 年度: 4/22~5/10、1/10~2/21
 - 令和3年度: 4/28~6/7、8/27~9/12、1/23~2/20

(2) ふれあいセンターへ移行した地区公民館 (12館)

移行年月日	移行した公民館
平成29年4月1日	式見地区公民館
平成29年10月 1 日	土井首地区公民館
平成29年10月1日	木鉢地区公民館
平成29年10月1日	晴海台地区公民館
平成30年4月1日	小ヶ倉地区公民館
平成30年4月1日	深堀地区公民館

移行した公民館
手熊地区公民館
蚊焼地区公民館
日見地区公民館
茂木地区公民館
野母崎樺島地区公民館
出津地区公民館

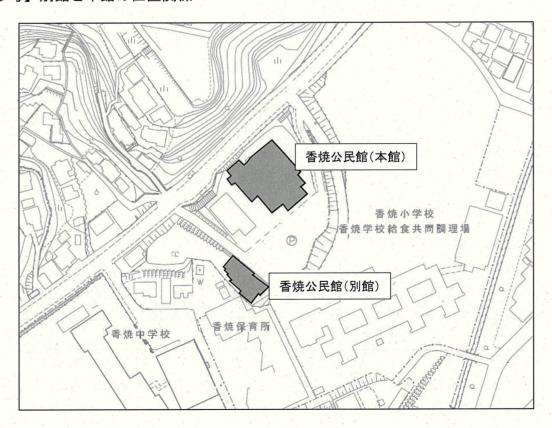
(3) 令和5年4月1日以降の地区公民館(8館) 戸石地区公民館、福田地区公民館、三重地区公民館、高浜地区公民館、 野母地区公民館、黒崎地区公民館、川原地区公民館、為石地区公民館

3 香焼公民館別館の廃止

(1) 施設の概要

	別館	本館
建物外観	The same of the sa	
建築年月日	昭和62年4月30日	昭和58年3月19日
所在地	長崎市香焼町501-1	長崎市香焼町501-2
構造	鉄筋コンクリート造2階建て	鉄筋コンクリート造2階建て
延べ床面積	463. 68m²	1, 518. 35 m²
主な施設の	会議室4、倉庫	会議室1、会議室2、会議室3、ホ
内容		ール、和室、調理実習室、事務室

【参考】別館と本館の位置関係



(2) 廃止理由

別館は1室(会議室4)の貸室機能を有するが、香焼公民館の現在の利用状況を踏まえると、本館にある同規模の貸室を有効活用することで、市民の貸室利用は充足されることから、別館を廃止するもの。

(3) 貸室の利用状況

貸室名	面積	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会議室 1	96 m ²	28. 9%	33.0%	27.5%	27. 0%	20. 4%
会議室2	96 m ²	7. 4%	7.0%	6. 1%	1. 2%	0.0%
会議室3	29 m²	8. 2%	10.1%	13. 5%	6. 2%	8.9%
会議室4(別館)	97 m ²	6. 3%	12.1%	16. 7%	28. 7%	17. 2%
和室	48 m²	9. 2%	6. 8%	8. 8%	3. 1%	4. 6%
ホール	308 m²	6. 4%	6. 3%	5. 8%	2. 7%	1.9%
舞台	187m²	5. 3%	2. 2%	2. 6%	2. 5%	9. 2%
調理室	48 m²	7. 9%	6. 1%	4. 4%	1.4%	2. 2%

(4) 廃止に伴う地元協議等の経過

説明会等	内容等
公共施設の将来のあり方を考える市民	香焼公民館の別館については、
対話	利用状況に鑑み、活用策の検討
	が必要。
長崎市公共施設マネジメント「高島・伊	香焼公民館に関する意見なし。
王島・香焼・深堀地区計画(案)」策定に	
係るアンケート	
長崎市公共施設マネジメント「高島・伊	香焼公民館については地域コミ
王島・香焼・深堀地区計画」策定	ュニティ活動施設として引き続
	き適正に管理する。しかしなが
	ら、別館については、利用状況が
	低いことから、新たな活用策を
	検討する。
利用団体への個別説明	香焼公民館の別館の廃止につい
香焼地区連合自治会会長会議で説明	て説明し理解を得た。
	公共施設の将来のあり方を考える市民 対話 長崎市公共施設マネジメント「高島・伊 田島・香焼・深堀地区計画(案)」策定に 系るアンケート 長崎市公共施設マネジメント「高島・伊 田島・香焼・深堀地区計画」策定

(5) 廃止後の活用策

地元の意見等を踏まえながら今後の活用策を検討する。

4 長崎市公民館条例 新旧対照表(抜粋)

改正後(案) 現 行 昭和26年2月6日 条例第19号

第1条〔略〕

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

	A Company of the Comp			
名称	位置			
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号			
中	略〕			
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地			
(削	<u>除)</u>			
〔中	略〕			
長崎市野母地区公民館	長崎市野母町2,244番 地1			
(削除)				
[中略]				
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2			

第3条~第22条 [略]

(教育委員会による管理)

第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条、第6条第1項及び第 2項、第8条第1項、第13条第1項及び第3項、第 14条、第15条第2項並びに別表第2の規定の適用 については、第3条中「公民館(長崎市北公民館 (以下「北公民館」という。)を除く。第6条第1項及 び第11条第1項において同じ。)」とあるのは「公民 館」と、第6条第1項中「公民館」とあるのは「公民 館(長崎市北公民館(以下「北公民館」という。)を 除く。第11条第1項において同じ。)」と、同条第2 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」と あるのは「教育委員会が別に」と、第8条第1項中 「教育委員会(北公民館にあっては、指定管理者。 第9条及び第15条第1項において同じ。)」とある のは「教育委員会」と、第13条第1項中「北公民館 の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指 定管理者に支払わなければならない」とあるのは 「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなけれ ばならない」と、同条第3項中「利用料金について

第1条〔略〕

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

昭和26年2月6日 条例第19号

1, 22, 32				
名称	位置			
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号			
〔中	略〕			
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町1,740番地			
長崎市大浦地区公民館	長崎市下町1番13号			
〔中略〕				
長崎市野母地区公民館	長崎市野母町2,244番地1			
長崎市脇岬地区公民館	長崎市脇岬町3,309番 地			
[中略]				
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地 2			

第3条~第22条 [略]

(教育委員会による管理)

第23条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条、第6条第1項及び第 2項、第8条第1項、第13条第1項及び第3項、第 14条、第15条第2項並びに別表第2の規定の適用 については、第3条中「公民館(長崎市北公民館 (以下「北公民館」という。)を除く。第6条第1項及 び第11条第1項において同じ。)」とあるのは「公民 館」と、第6条第1項中「公民館」とあるのは「公民 館(長崎市北公民館(以下「北公民館」という。)を 除く。第11条第1項において同じ。)」と、同条第2 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」と あるのは「教育委員会が別に」と、第8条第1項中 「教育委員会(北公民館にあっては、指定管理者。 第9条及び第15条第1項において同じ。)」とある のは「教育委員会」と、第13条第1項中「北公民館 の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指 定管理者に支払わなければならない」とあるのは 「別表第2に掲げる使用料を納入しなければなら ない」と、同条第3項中「利用料金については、指 は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 [略]

第24条 [略]

別表第1(第11条関係)

1 [略]

2 長崎市香焼公民館使用料

種別		1時間につき	1日につき	
会議室 1		円	円	
		419	5,028	
	2	419	5,028	
1	3	261	3,142	
	(削除)	(削除)	(削除)	
ホール		3,142	37,714	
和室		261	3,142	
調理実習室	Ē	314	3,771	

備考

- 1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 長崎市高浜地区公民館の使用料

〔表略〕

4~7 [略]

別表第2〔略〕

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第15条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考1中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考3中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第6条第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 [略]

第24条 [略]

別表第1(第11条関係)

1 [略]

2 長崎市香焼公民館使用料

種別		1時間につき	1日につき		
会議室	.1	円	円		
		419	5,028		
	2	419	5,028		
	3	261	3,142		
	4	419	5,028		
ホール		3,142	37,714		
和室		261	3,142		
調理実習室		314	3,771		

備考

- 1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に100分の25を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 長崎市高浜地区公民館又<u>は長崎市脇岬地区</u> 公民館の使用料

[表略]

4~7 [略]

別表第2 [略]

《参考》令和4年9月市議会 総務委員会資料 第107号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

1 条例改正案の概要

(1) 地区公民館のふれあいセンター化の経緯

生涯学習施設である地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい拠点施設とし、地域コミュニティの活性化を図るため、平成28年度からふれあいセンターへの移行を進めており、令和4年4月1日現在、地区公民館22施設のうち次の12施設がふれあいセンターへ移行している。

○ ふれあいセンターに移行した地区公民館(12施設)

番号	所管	名 称	開所年月日	
1	中央	式見地区ふれあいセンター	平成 29 年 4 月 1 日	
2	南	土井首地区ふれあいセンター		
3	中央	木鉢地区ふれあいセンター	平成 29 年 10 月 1 日	
4	南	晴海台地区ふれあいセンター		
5	中央	小ケ倉地区ふれあいセンター	平成 30 年 4 月 1 日	
6	南	深堀地区ふれあいセンター	一 一	
7	中央	手熊地区ふれあいセンター	平成 31 年 4 月 1 日	
8	南	蚊焼地区ふれあいセンター	令和 2年 4月 1日	
9	中央	茂木地区ふれあいセンター		
10	東	日見地区ふれあいセンター	令和 3 年 4 月 1 日	
11	南	野母崎樺島地区ふれあいセンター	T 74 3 4 4 71 1 D	
12	北	出津地区ふれあいセンター		

〇 移行していない地区公民館(10施設)

大浦、福田、戸石、高浜、野母、脇岬、川原、為石、三重、黒崎

※ 池島地区公民館は平成30年度末廃止のため総数から除く

(2) 改正の目的

市民が使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設として長崎市大浦地区 ふれあいセンター及び長崎市脇岬地区ふれあいセンターを設置するもの。

(3) 改正の内容

第2条の表に次のように加える。

長崎市大浦地区ふれあいセンター	長崎市下町1番13号
長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3,309 番地

(4) 施行日 令和5年4月1日

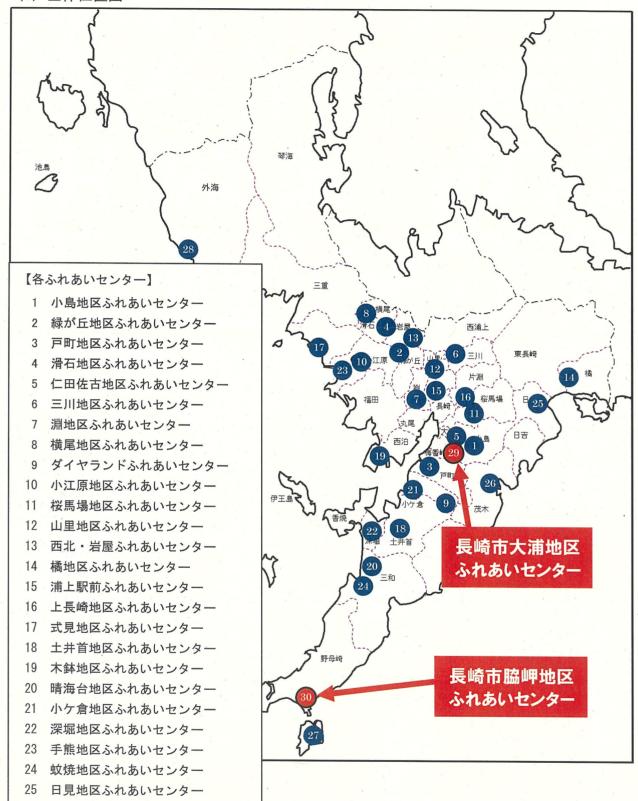
2 施設の概要

(1) 全体位置図

26 茂木地区ふれあいセンター

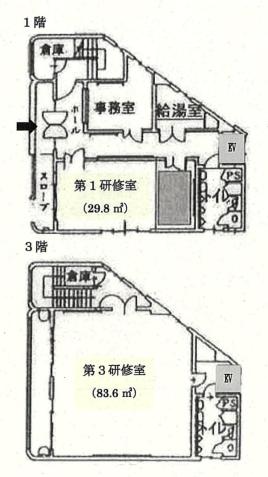
28 出津地区ふれあいセンター 29 大浦地区ふれあいセンター 30 脇岬地区ふれあいセンター

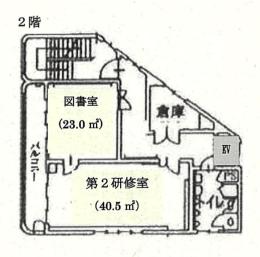
27 野母崎樺島地区ふれあいセンター



(2) 位置図、平面図(配置図)及び現況写真 ア 長崎市大浦地区ふれあいセンター







※部屋の名称は、第3研修室(現講堂)と改める。

【室内】



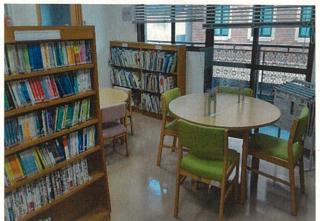
第1研修室



第2研修室



第3研修室



図書室

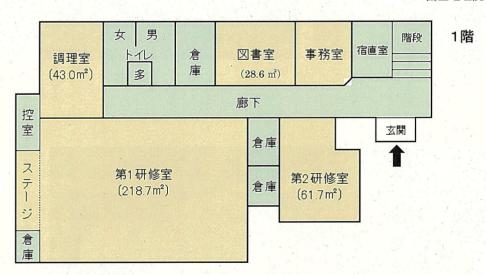
【外観】



イ 長崎市脇岬地区ふれあいセンター



国土地理院地図 (施設名追加)





※各部屋の名称は、第1研修室(現講堂)、第2研修室(現和室)、第3研修室(現会議室)、第4研修室(現講座室)と改める。

【室内】



第1研修室



第2研修室



第3研修室



第4研修室



調理室



図書室

【外観】



(3) 設置状況

名称	名 称 ===================================			主な施設内容		
(所在地)	設置年月日	構造	延床 面積	施設内容		
長崎市大浦地区 ふれあいセンター (長崎市下町 1 番 13号)	令和5年4月1日 (予定) ※建築年月日	鉄筋コン クリート 造3階建	367. 56 m²	1階 第1研修室、事務室 2階 第2研修室、図書室 3階 第3研修室		
長崎市脇岬地区 ふれあいセンター (長崎市脇岬町 3,309番地)	・大浦 昭和 58 年 3 月 25 日 ・脇岬 昭和 49 年 6 月 30 日	鉄筋コン クリート 造 2 階建	684. 00 m²	調理室		

- (4) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民 の連帯意識の高揚に資するため
- (5) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上

(6) 休所日

- ア 毎週日曜日又は毎週月曜日のいずれか。(ただし、市長が特別の理由があると認める期間については、休所日を設けないことができる。)
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内。

(7) 利用料金 (基準額)

施設名	室名	室名面積(冷暖房設備 (1 時間につき)	
	第1研修室	29. 8 m²	104 円	52 円	
大 浦	第2研修室	40. 5 m²	104 円	52 円	
	第3研修室	83. 6 m²	209 円	104 円	
	第1研修室	218. 7 m²	429 円	314 円	
	第2研修室	61. 7 m²	209 円	104 円	
脇岬	第3研修室	52. 4 m²	209 円	104 円	
	第4研修室	42. 7 m²	104 円	52 円	
	調理室	43. 0 m²	104円	146 円	

(8) 利用者数の推移(地区公民館の過去4か年実績)

(単位:人)

施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大浦	26, 315	12, 181	16, 421	13, 969
脇岬	6, 922	6, 395	3, 090	2, 628

※大浦地区公民館では令和元年度にエレベーター設置工事を実施したことから令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間休館しており、また、両施設とも令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者が大きく減少している。

(9) 収支状況(地区公民館の過去4か年実績)

(単位:円)

					1.7	(- <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u>
	施設名	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	大浦	収入	753, 806	306, 263	532, 641	467, 712
	ΛΉ	支出	5, 334, 315	4, 989, 794	5, 391, 341	5, 510, 779
	脇岬	収入	69, 865	89, 986	81, 597	96, 441
		支出	3, 720, 542	3, 835, 083	3, 947, 185	4, 115, 863

※大浦地区公民館では令和元年度にエレベーター設置工事を実施したことから令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間休館しており、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が大きく減少している。

※脇岬地区公民館においては、地域コミュニティ協議会の設立に向けた会議が多数開催されたこと等により、令和2年度以降収入の大幅な減少は見られない。

3 管理運営の方針

- (1) 運営方法 指定管理者制度による運営
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)
- (3) 選定方法 非公募

(非公募の理由)

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であることから、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体を、非公募により選定し管理させることが適当であるため。

(4) 利用料金制 適用する

4 今後のスケジュール

年月	市議会	内 容
令和4年9月	9月議会	条例改正
		• 条例改正議案審議
		・特定団体に仕様書等を提示
		・特定団体から指定に必要な書類を受領
		・特定団体の選定
令和4年11月	11 月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審議
		債務負担行為の設定
		• 補正予算議案審議
令和5年2月	2月議会	当初予算議案
		・当初予算議案(指定管理委託料)審議

5 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表

Į	見行	ī	改正後(案)
	昭和62年10月15日		昭和62年10月15日
	条例第22号		条例第22号
(設置)		(設置)	
第1条 (略)		第1条(略)	
(名称及び位置)		 (名称及び位置)	
第2条 ふれあいセンター	の名称及び位置は、次のと		ターの名称及び位置は、次のと
おりとする。		おりとする。	
名称	位置	名称	位置
長崎市小島地区ふれ長	崎市愛宕3丁目10番2号	長崎市小島地区ふれ	長崎市愛宕3丁目10番2号
あいセンター		あいセンター	
〔中略〕		[中略]	
長崎市出津地区ふれ 長	崎市西出津町 2,794 番地 1	長崎市出津地区ふれ	長崎市西出津町 2,794 番地 1
あいセンター		あいセンター	
		長崎市大浦地区ふれ	長崎市下町1番13号
		あいセンター	
		長崎市脇岬地区ふれ	長崎市脇岬町 3,309 番地
		あいセンター	
第3条から第16条まで及び	び附則(略)	 第3条から第16条まで	を及び附則 (略)
		<u>附 則</u>	
		この条例は、令和5年	4月1日から施行する。